

## 大船渡市参与設置条例

平成 13 年 11 月 5 日  
条例第 19 号

(設置)

第 1 条 市政の円滑な運営を図るため、参与を置くことができる。

(職務)

第 2 条 参与の職務は、次のとおりとする。

- (1) 市政の円滑な執行について意見具申を行うこと。
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(任命等)

第 3 条 参与は、市長が任命する。

2 参与は、非常勤とする。

(報酬及び費用弁償)

第 4 条 参与の報酬及び費用弁償の額及び支給方法に関しては、大船渡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 32 年大船渡市条例第 24 号)の例による。

(補則)

第 5 条 この条例の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 11 月 15 日から施行する。